

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付金要綱」という。）第29条及び鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、PPA（Power Purchase Agreement（電力販売契約）。施設所有者が提供する敷地や屋根に第三者（発電事業者）が太陽光発電設備等を設置し、発電された電力をその施設の電力消費者へ販売する仕組みをいう。以下同じ。）方式による太陽光発電設備の導入を進めるため、その整備費用を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する経費（別表の第3欄に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。））の額に、別表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額と、同表の第5欄に定める上限額のいずれか低い額（千円未満の端数は切り捨て）以下とする。

3 本補助金とは別に国や県から補助金等を受けている場合は、重複する対象経費を補助対象としないものとする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、補助事業の開始日の20日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 事業完了予定日の変更

(3) 前2号のほか、交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の著しい低下をもたらすおそれのある事業計画の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から15日を経過する日と、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の2月28日のい

ずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、脱炭素社会推進課長が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があつたとき若しくは補助事業の完了によつて相当の収益が生ずると認められるときには、そのことを知った日から15日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(国交付金要綱の準用等)

第10条 国交付金要綱第29条の規定に基づき、同要綱第13条、第15条から第19条まで、第23条、第24条、第28条及び第29条第1項各号の規定は、本補助金の交付について準用する。

2 前項の規定により準用する国交付金要綱第15条第1項の財産管理台帳は様式第4号によるものとする。

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、脱炭素社会推進課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月4日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助上限額
(1) 鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備設置事業	補助事業を実施しようとする県有施設に係るPPA事業者の公募に参加し、選定された事業者	工事費（直接工事費、間接工事費、付帯工事費、機械器具費及び	1/3	整備する太陽光発電設備のパネル容量に1キロワットあたり83,300円を乗じて得た額
(2) 鳥取スタイルPPAによる住宅への太陽光発電設備設置事業	鳥取県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有し、鳥取県内において事業を主体的に営む能力を有している民間事業者	測量試験費）、設備費並びに業務費	定額/戸 （設置する太陽光発電設備の太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか低い値（小数点以下を切り捨て）に1キロワットあたり70,000円を乗じて得られる額）	420,000円/戸

（備考）補助事業については、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付環政計発第2203303号）別紙2の2（2）ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。ただし、交付要件eについては、「PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分が電気料金から控除されるものであること。電気料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。」と読み替えるものとし、控除額は毎月の電気料金請求額から定額を控除することとする。

様式第1号（第4条、第7条関係）

（（1）鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備設置事業関係）

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る事業計画（報告）書

1 事業の実 施場所	名称		
	所在地		
2 導入する 設備の概 要	太陽電池モジュール出力	キロワット	
	パワーコンディショナー出力	キロワット	
	太陽光発電システムの出力 （小数点以下第2位を四捨五入）	キロワット	
3 事業実施 期間	着手（予定）日	令和 年 月 日	
	完了（予定）日	令和 年 月 日	
4 還元額の 算出根拠	設備導入経費（税込）	円	
	内 訳	補助対象経費（税抜）	円
		補助対象外経費（税抜）	円
		消費税及び地方消費税の額	円
	交付申請額（実績額）	円	
	電力販売契約期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（ 年 か月）	
	電気料金からの控除額	月額 円 × か月 = 円	
5 その他	他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り ※他の補助金等の活用がある場合はその名称及び 交付機関名等を記入すること。	

添付書類

【交付申請時】

- 1 補助事業を実施しようとする県有施設に係るPPA事業者の公募に係る選定通知書
- 2 導入する設備の型式、数量、構成及び施工方法等が分かる図面（設計図）等の資料

【実績報告時】

- 1 導入した設備の型式、数量、構成及び施工方法等が分かる図面（竣工図）等の資料

様式第1号（第4条、第7条関係）

（（2）鳥取スタイルPPAによる住宅への太陽光発電設備設置事業に係る事業関係）

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る事業計画（報告）書

1 事業内容	※事業を実施する予定の地域、周知方法等、事業計画の概要について記述してください。	
2 実施体制	※必要に応じて実施体制を示す図を添付してください。	
3 設置戸数	設置戸数	戸
	補助対象経費（総事業費）	円
	交付申請額（実績額）	円
4 事業実施期間	開始（予定）日	令和 年 月 日
	完了（予定）日	令和 年 月 日
5 他の補助金等の活用の有無	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り （名称： 交付機関名： ） ※他の補助金等の活用がある場合はその名称及び交付機関名等を記入すること。	
6 消費税法上の分類	一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者 ※該当する分類に○をしてください。	
7 その他	※実施事業のうち、対象経費が委託費の場合で、県内事業者への発注が困難である場合は、その理由を記載してください。	

添付書類

【実績報告時】

- 1 鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る設置状況総括表（別紙1）
- 2 鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る戸別設置明細書（別紙2）

様式第1号 別紙1 (第7条関係)

(2) 鳥取スタイルPPAによる住宅への太陽光発電設備設置事業に係る事業関係)

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る設置状況総括表

番号	所在地 (市町村)	太陽電池モジュール出力 (A) 単位：キロワット※	パワーコンディショナー出力 (B) 単位：キロワット※	(A) と (B) のいずれか低い値 単位：キロワット※	補助対象経費 単位：円	交付申請額 (実績額) 単位：円
1						
2						
3						
合計						

※小数点以下を切り捨てて整数で記入すること。

様式第1号 別紙2 (第7条関係)

(別表(2) 鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置事業に係る事業関係)

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る戸別設置明細書

番号 _____

1 事業の実 施場所	所在地		
2 導入する 設備の概 要	太陽電池モジュール出力 (A)	キロワット※	
	パワーコンディショナー出力 (B)	キロワット※	
	太陽光発電システムの出力 (A) と (B) のいずれか低い額	キロワット※	
3 事業実施 期間	開始 (予定) 日	令和 年 月 日	
	完了 (予定) 日	令和 年 月 日	
4 還元額の 算出根拠	設備導入経費 (税込)	円	
	内 訳	補助対象経費 (税抜)	円
		補助対象外経費 (税抜)	円
		消費税及び地方消費税の額	円
		交付申請額 (実績額)	円
	電力販売契約期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (年 か月)	
	電気料金からの控除額	月額 円 × か月 = 円	

※小数点以下を切り捨てて整数で記入すること。

添付書類

【実績報告時】

1 設置状況が確認できる資料 (写真、図面等)

様式第2号（第4条、第7条関係）

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	予算額（決算額）	内訳
県補助金		
自己財源		
その他収入		
合計		

2 支出の部

区分	予算額（決算額）	内訳
合計		

3 消費税及び地方消費税の取り扱い

- 補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まれていません
（※補助対象経費を確認の上、にレを入れてください）

添付書類

【交付申請時】

- 1 補助対象経費の詳細が分かる見積書等の写し

【実績報告時】

- 1 補助対象経費の詳細が分かる契約書等の写し
2 支出証拠書類（契約書、請求書、領収書等）

様

鳥取県知事

令和 年度鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業補助金
交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当）生活環境部 脱炭素社会推進課 ○○ 電話 0857-26-7879

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、【鳥取スタイルPPAによる県有施設への太陽光発電設備設置事業または鳥取スタイルPPAによる住宅への太陽光発電設備設置事業】とし、その内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業補助金交付要綱（令和5年6月29日付第202300083282号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程等の遵守

本補助金は、規則第7条第2項に規定される間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第203303号）、その他の法令及び関係通知の規定に従わなければならない。

6 契約における競争性の確保

補助事業の遂行等に当たっては、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すこと。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

様式第4号（第10条関係）

鳥取スタイルPPAによる太陽光発電設備設置促進事業に係る財産管理台帳

施設の名称	
施設の所在地	

区分 財産名	メーカー名	型式	価格(円) (税抜き)	設置工事完了 日(年月日)	処分制限期間 (年)	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が要綱第9条第4項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 複数台導入の場合は、財産名ごとに項目を記入すること。
3. この台帳は施設ごとに作成し、備考欄には施設内の設置個所名(屋上、電気室等)を記入すること。